

令和2年第3回長南町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和2年11月30日（月曜日）午後1時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期日程等の議会運営について（委員長報告）
日程第 3 会期決定の件
日程第 4 諸般の報告
日程第 5 議案第 1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第 2号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
日程第 7 議案第 3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	宮	崎	裕	一	君	2番	林	義	博	君	
3番	河	野	康	二郎	君	4番	岩	瀬	康	陽	君
5番	御	園	生	明	君	7番	森	川	剛	典	君
8番	大	倉	正	幸	君	9番	板	倉	正	勝	君
10番	加	藤	喜	男	君	11番	丸	島	な	か	君
13番	松	崎	剛	忠	君						

欠席議員（2名）

6番	松	野	唱	平	君	12番	和	田	和	夫	君
----	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	平	野	貞	夫	君	教	育	長	小	高	憲	二	君
総務課長	三十尾	成	弘	君			企画政策課長	田	中	英	司	君		

財政課長 今井 隆幸君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 大塚 孝一 書記 山本 裕喜
書記 関本 和磨

○副議長（岩瀬康陽君） 皆さん、こんにちは。

本日は、公私ご多忙中のところ、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

開会に先立ち、報告いたします。

議長、松野唱平君から、急性咽頭炎により治療中のため、また、和田和夫議員が体調不良のため、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

なお、地方自治法第106条第1項の規定によって、本日は副議長の私が議長の職務を行います。

以上で報告を終わります。

開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

町長、平野貞夫君。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） 議員の皆様方には、公私ともにご多用の中、令和2年第3回臨時会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本臨時会は、条例議案3件を提案させていただいております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○副議長（岩瀬康陽君） ただいまから令和2年第3回長南町議会臨時会を開会いたします。

（午後 1時01分）

◎開議の宣告

○副議長（岩瀬康陽君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○副議長（岩瀬康陽君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（岩瀬康陽君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

8番 大倉 正幸君

9番 板倉 正勝君

を指名いたします。

◎会期日程等の議会運営について

○副議長（岩瀬康陽君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、松崎剛忠君。

[議会運営委員長 松崎剛忠君登壇]

○議会運営委員長（松崎剛忠君） ただいまご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は先ほど委員会を開催し、令和2年第3回臨時会の議会運営について協議、検討をいたしました。

本臨時会に付議される事件は、条例の一部改正3件が議題とされます。

当委員会としては、付議事件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日30日の1日とすることに決定いたしました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付した令和2年第3回長南町議会臨時会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○副議長（岩瀬康陽君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○副議長（岩瀬康陽君） 続きまして、日程第3、会期決定の件を議題にします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日30日の一日といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長（岩瀬康陽君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は本日30日の1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○副議長（岩瀬康陽君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案3件の送付があり、これを受理しましたので報告します。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、本臨時会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり、出席の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第1号～議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（岩瀬康陽君） 日程第5、議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第7、議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） 議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第2号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

本3案は、国・県の勧告に基づく給与等（期末手当）の改定に準拠し、一般職、特別職の給与等及び議会議員の報酬に関する条例の一部をそれぞれ改正しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（岩瀬康陽君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号から議案第3号までの内容の説明を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

〔総務課長 三十尾成弘君登壇〕

○総務課長（三十尾成弘君） それでは、議案第1号から議案第3号まで一括して内容の説明を申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、参考資料の1ページ、併せて議案書の2ページをご覧ください。

改正の趣旨でございますが、本年10月の人事院勧告、人事委員会勧告及び報告に基づきまして、一般職の職員の給与等（期末手当）に関し、改正するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、期末手当の年間支給月数を0.05月分引き下げ、期末勤勉手当を4.45月分とし、引下げ分については勧告内容に準じて期末手当を引き下げるものでございます。

議案書2ページになります。

第1条では、一般職の職員の給与に関する条例、第18条第2項及び第3項中、「100分の130」を「100分の125」に改めるものです。

第2条は、一般職の職員の給与等に関する条例第18条第2項及び第3項中、「100分の125」から「100分の127.5」に改めるものです。

対象といたしましては、再任用職員を除いて一般職及び会計年度任用職員となります。

次に、参考資料2ページを併せてご覧ください。

第3条では、長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項中、「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改めるものです。

第4条は、長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項中、「100分の125」を「100分の

127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改めるものです。

対象は任期付職員となります。

附則といたしまして、この条例は令和2年12月1日から施行します。

ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料の3ページから7ページに新旧対照表がございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、議案書3ページをお願いいたします。

議案第2号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、参考資料8ページ、併せまして議案書4ページをご覧いただきたいと思います。

改正の趣旨でございますが、人事院勧告、人事委員会勧告及び報告に基づきまして、一般職と同様に期末手当について改正するものでございます。

次に内容でございますが、議案書4ページになります。

第1条では、長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第4条第2項中、「100分の225」を「100分の220」に改めるものです。

第2条は、長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第4条第2項中、「100分の220」を「100分の222.5」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は、令和2年12月1日から施行する。

ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料の9ページ、10ページに新旧対照表を添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、議案書5ページをお願いいたします。

議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、参考資料の11ページ、併せまして議案書6ページをご覧いただきたいと思います。

改正の趣旨でございますが、人事院勧告、人事委員会勧告及び報告に基づきまして、一般職及び特別職と同様に期末手当について改正するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、議案書6ページになります。

第1条では、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項中、「100分の225」を「100分の220」に改めるものです。

第2条は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項中、「100分の220」を「100分の222.5」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は、令和2年12月1日から施行し、ただし書といたしまして、第2条の規定

は令和3年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料の12ページ、13ページに新旧対照表がございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

難解な説明でありましたが、以上で議案第1号から議案第3号までの説明を終わらせていただきます。ご審議いただきまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（岩瀬康陽君） これで議案第1号から議案第3号までの内容の説明が終わりました。

これから、議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 7番の森川です。

説明を求めるといいんですが、参考資料の4ページ、現行と改正案がありまして、第3項、再任用職員に対する前項の規定の適用についてはとありますて、100分の125とあるのは100分の72.5となっている。改正案のほうでも100分の72.5と。この数字は動いていないんですが、やはり何か理由があるのか、これを教えていただきたいです。

○副議長（岩瀬康陽君） 答弁願います。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 申し訳ありません。それについては後ほどご回答させていただきます。

○副議長（岩瀬康陽君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 10番の加藤です。

まず総体的な話として、人事院の勧告と県の勧告とを受けて、期末手当を減額しましょうということだと思います。

そこで、0.05か月、4.5から4.45に下げるということだと思いますが、この0.05はどういう根拠で0.05が出てきたのかというのを1点。

それから、この考え方としては、条例のつくり方と考え方としては、附則で施行時期をこの明日からのと来年4月くらいに分けておるわけで、例えば2ページの長南町一般職員の関する条例ということで、1条から4条まで今回条例をつくりますが、1条、2条で同じ条項を直すと。3条、4条でも8条2項中と8条2項中とということに直すと。考え方の勉強なんですけれども、要は1条とか3条は、今年度分をここでちょっと4.45に修正するんですよという発想でいいのか。2条と4条は、もう来年の4月1日からは0.05下げたふうでいくんですよということをこの条例一本で、附則で施行時期を変えていっているという発想で、多分よろしいと思うんですけども、ちょっと勉強のために、同じ条例の中に同じ条項を2回直すわけですから、施行時期で変えていると思いますけれども、これを確認の意味で教えてくださいということです。

それから、事務局から課長のほうに話は行ったと思いますが、この3つの条例によって、0.05切ることによって、この3つの条例合計で、アバウトでどのくらいの節約できるかというのが出ていると思いますので、そ

れをお聞かせいただきたい。

それから余談ですけれども、町長、教育長についても同じく下げるということでいいんですが、結構、町長も教育長もいい期末手当をもらっているなということで、条例を見ますと、これは特別職の町長、教育長の話なんですが、その者が受けるべき給料の月額、50万ぐらいとしますか、及び給料の月額に100分の15を乗じた額の合計に云々ということで、その合計に100分の225を掛けたものを222.5に直すとありますけれども、結構な額だなということで、この辺は何とか今後ご検討いただければなと。

それから、もう一点余談ですが、事務局、執行部のほうから、議会の議員の議員報酬については議案を出していただいたということでありまして、本来であれば、僕の考えは違うかもしれませんけれども、議会の議員から発議か何かで給料を下げますよと、下げましょうよと、皆さんどうですかということで、執行部の状況を確認しながら、議案提出者は議員の誰かとかということで、議員発議でいったほうが何か、執行部から言われてそれを了解したというのも、ちょっと何か議会として不本意な感じがありましたので申し添えますが、先ほどの2点、0.05の関係とさつきの考え方でよろしいのかどうかお聞かせ願います。

○副議長（岩瀬康陽君） 答弁願います。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） それでは、1点目の0.5月分の理由ということでご回答させていただきます。

これにつきましては、先ほどの説明の中でもありました、人事院勧告、人事委員会勧告及び報告ということで、その中でマイナスの0.05月分、その大本となる根拠につきましては、人事院のほうで示しております勧告の基礎となる民間給与の実態調査、これによって民間給与との格差があるということで均等を図るために、この0.05というものが出ていたということで、通知が来ております。

続きまして、この改正を行った場合の全般ということで金額のほうでございますが、金額についてはこの改正に伴う試算でということで回答させていただきますと、約235万円の減ということになります。

3点目の1条と3条、また2条と4条につきましては、加藤議員のお話にあったとおり、1条、3条については、令和2年度に係る分、2条、4条につきましては令和3年度に係る分、2年度については1回で行います。3年度についてはそこから6月分、12月分と行いますので、こういうような数値になっております。

回答については以上でございます。

○副議長（岩瀬康陽君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。最後のお答えは了解しました。その考えでよろしいということですね。いずれにしても、今年度も来年度も4.45にするための調整であるということですね。また、変えていかなければ、ずっとその数字で今後も走っていくということで了解しました。

先ほどの0.05ですけれども、これはどこか国から0.05にしなさいとか、0.06でも0.04でもいいのか。もう一度確認ですけれども、0.05というのが明文化されて何か来ているということでよろしいんですか。再確認です。

○副議長（岩瀬康陽君） 答弁願います。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） もちろん国・県からは各市町村にしろということではありません。人事院勧告が先ほど言った民間との調整の結果のマイナス0.05、県についてもそれに準じて0.05、そういうような勧告の流

れが来ております。それに準拠しまして町も0.05という数字でやっております。

以上です。

○副議長（岩瀬康陽君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（岩瀬康陽君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（岩瀬康陽君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（岩瀬康陽君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから議案第2号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（岩瀬康陽君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（岩瀬康陽君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（岩瀬康陽君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いての質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（岩瀬康陽君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（岩瀬康陽君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（岩瀬康陽君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

それでは、先ほどの森川議員の質問に対して、総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） すぐ答えなくて申し訳ございませんでした。

先ほどの森川議員の質問のほうですが、参考資料3ページになります。

改正案、現行につきまして、第18条第3項の部分になろうかと思いますが、まず現行のほうの改正につきましても、同項中の100分の125、もしくは100分の130ですか、これは一般職のほうにもちろんなっております。

そこの置き換えということで、再任用職員については100分の72.5、改正案についても72.5ということで、もともと再任用職員については低く設定しておりますので、変更なしということになっております。この新旧のほうについては、元の分が変更のみということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（岩瀬康陽君） よろしいですか。

[「了承しました」と言う人あり]

◎閉会の宣告

○副議長（岩瀬康陽君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本臨時会の会議録調製に当たり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって副議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長（岩瀬康陽君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

会議を閉じます。

令和2年第3回長南町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 1時34分)